

長崎県警察本部訓令第1号

長崎県警察職員の安全管理に関する訓令を次のように定める。

平成18年2月15日

長崎県警察本部長 深草 雅利

長崎県警察職員の安全管理に関する訓令

目次

第1章 総則（第1条 - 第3条）

第2章 安全管理体制（第4条 - 第13条）

第3章 安全管理（第14条 - 第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）の趣旨に従い、長崎県警察職員（以下「職員」という。）の安全を確保するため、職員の安全管理体制と安全管理に関して、必要な事項を定めるものとする。

（所属長の責務）

第2条 所属長は、所属職員の安全の確保に配慮するとともに、職務上の災害及び各種事故発生時の原因調査と再発防止対策に努めなければならない。

（職員の責務）

第3条 職員は、この訓令による安全管理上必要な措置に従うほか、職務上の災害及び各種事故を防止するために必要な事項を守り安全の確保に努めなければならない。

第2章 安全管理体制

（長崎県警察総括安全衛生管理者）

第4条 長崎県警察に、長崎県警察総括安全衛生管理者を置く。

2 長崎県警察総括安全衛生管理者は、警務部長をもって充てる。

3 長崎県警察総括安全衛生管理者は、第10条に規定する長崎県警察本部安全管理委員会（以下「本部委員会」という。）を統括する。

4 職員の衛生に関することは、長崎県警察職員の健康管理に関する訓令（平成15年長崎県警察本部訓令第18号）の定めるところによる。

（総括安全衛生管理者）

第5条 長崎県警察本部（以下「本部」という。）及び本部執行隊、運転免許管理課、警察学校並びに各警察署（以下「本部執行隊等」という。）に、総括安全衛生管理者を置く。

2 総括安全衛生管理者は、本部にあつては警務部長を、本部執行隊等にあつては所属長をもって充てる。

3 総括安全衛生管理者は、この訓令の運用上の責任者の立場で、本部にあつては第6条に定める安全管理責任者及び第7条に定める安全管理主任者を、本部執行隊等にあつては第7条に定める安全管理主任者を指揮するとともに、次に掲げる業務を総括管理するものとする。

（1）職員の危険を防止するための措置に関すること。

（2）職員の安全のための教育の実施に関すること。

（3）職務上の災害及び各種事故の原因調査並びに再発防止対策に関すること。

（4）職員の安全管理上必要な装備資機材の開発・改善に関すること。

（安全管理責任者）

第6条 本部執行隊、運転免許管理課以外の本部各課及び所、室に安全管理責任者を置く。

2 安全管理責任者は、所属長をもって充てる。

3 安全管理責任者は、各所属において、次に掲げる業務の管理を行うものとする。

- (1) 職員の安全のための指導及び教育の実施に関すること。
- (2) 職員の危険を防止するための施設、設備等の点検及び整備に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全管理上必要な事項に関すること。

(安全管理主任者)

第7条 各所属に、安全管理主任者を置く。

2 安全管理主任者は、管理官、調査官、次席、副隊長若しくは副校長又は副署長若しくは次長をもって充てる。

3 安全管理主任者は、総括安全衛生管理者及び安全管理責任者(以下「総括安全衛生管理者等」という。)の業務を補佐するとともに、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 職員の安全に関する指導及び相談に関すること。
- (2) 定期的に職場を巡視し、職員の安全に害を及ぼすおそれがあると認める職場環境に関し改善意見を付して総括安全衛生管理者等に報告すること。
- (3) 職員の安全管理に関する資料の作成及びその保管に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に総括安全衛生管理者等が必要と認め命じた事項に関すること。

(危険防止担当者)

第8条 本部各所属の安全管理責任者及び本部執行隊等の総括安全衛生管理者は、当該所属における車両、航空機、船舶の安全管理又は火薬類取扱い、ボイラー取扱い、放射線機器取扱い、その他危険が伴う業務の安全管理について、当該職員の中から危険防止担当者を指定するものとし、その指定は、別記様式第1の指定書を交付して任命するものとする。ただし、警察用車両に関する危険防止担当者は、道路交通法第74条の2に定める安全運転管理者をもって充てるとともに、警察用航空機に関する危険防止担当者は、長崎県警察航空隊及び警察用航空機の運用等に関する訓令(平成12年長崎県警察本部訓令第31号)の定める運航責任者をもって充て、警察用船舶に関する危険防止主任者は、長崎県警察用船舶管理規程(平成2年長崎県警察本部訓令第2号)に定める船舶の乗組員をもって充てるものとする。

2 危険防止担当者は、総括安全衛生管理者等の指揮監督の下に法第14条及び労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。)その他の法令に定める業務のほか、次に掲げる危険防止に関する業務を行うものとする。

- (1) 機械施設、物品の点検及び整備を行うこと。
- (2) 安全装置、保護具の点検及び整備を行うこと。
- (3) 機械施設等に異常を発見したときは、直ちに必要な措置をとること。
- (4) 従事する職員に対して、危険防止のために必要な作業方法の指示、作業上の注意を与えること。
- (5) その他職員の安全保持に関すること。

3 危険防止担当者を指定したときは、その名称及び氏名を見やすい箇所に掲示するとともに、別記様式第2の指定報告書により、長崎県警察総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(火気取扱責任者)

第9条 長崎県警察庁舎の火気取扱責任者については、長崎県警察の処務に関する訓令(平成12年長崎県警察本部訓令第28号)の定めるところによる。

(安全管理委員会)

第10条 本部及び本部執行隊等に、安全管理委員会を置かなければならない。

2 安全管理委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 本部委員会の委員長は、警務部長とし、委員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 警務部警務課長
- (2) 警務部厚生課長

- (3) 警務部会計課長
  - (4) 警務部監察課長
  - (5) 刑事部刑事総務課長
  - (6) 生活安全部生活安全企画課長
  - (7) 生活安全部地域課長
  - (8) 交通部交通企画課長
  - (9) 警備部公安課長
  - (10) 職員の安全に関し経験を有するもののうちから委員長が指名した者
- 4 本部委員会は、随時開催するものとし、委員長の諮問する事項及び次に掲げる事項について、調査・審議を行うものとする。
- (1) 職員の危険を防止するための基本となるべき対策に関する事。
  - (2) 職務上の災害及び警察用車両、航空機、船舶に関する各種事故の原因調査及び再発防止対策で、安全に係るものに関する事。
  - (3) 職員の危険を防止するための装備資機材の開発・改善に関する事。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、職員の危険防止に関する事項。
- 5 本部執行隊等の安全管理委員会（以下「所属委員会」という。）の委員長は、総括安全衛生管理者を充て、委員は第3項に準じて構成し、前項各号に掲げる事項について調査・審議を行うものとする。
- 6 本部執行隊等の総括安全衛生管理者は、委員を選任したときは、別記様式第3の安全管理委員会設置報告書により、長崎県警察総括安全衛生管理者に報告しなければならない。
- 7 安全管理委員会は、調査・審議の結果、職員の安全管理上改善を要する事項を認めるときは、本部委員会にあっては本部長に、所属委員会にあっては、長崎県警察総括安全衛生管理者を経由して本部長に意見を具申するものとする。
- （持ち回り審議）
- 第11条 安全管理委員会において調査・審議すべき事案について、委員長が内容が軽易で会議に付する必要がないと認めたもの又は緊急を要し会議に付議するいとまがないと認めたものについては、前条第4項及び第5項の規定にかかわらず、持ち回り審議に付することができる。
- （委員会の庶務）
- 第12条 本部委員会の庶務は警務課において、所属委員会の庶務は当該所属の警務業務を所掌する課又は係において行うものとし、安全管理委員会における議事で重要なものについては、規則第23条第3項に定めるところにより記録を作成するものとする。
- （意見を聞くための措置）
- 第13条 安全管理委員会を置かない本部各課及び室の安全管理責任者は、規則第23条の2に定めるところにより、安全に関する事項について、関係職員の意見を聞くための機会を設けるようにしなければならない。
- 第3章 安全管理
- （交通事故防止対策）
- 第14条 職員の交通事故防止に関する事は、長崎県警察職員交通事故防止対策要綱（平成13年3月14日付け崎本例規第49号（監））に定めるところによる。
- （危険防止のための措置）
- 第15条 総括安全衛生管理者等は、施設、設備、機械、車両等による職員の危険を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- （緊急事態に対する措置）
- 第16条 総括安全衛生管理者等は、災害等による緊急事態が発生したときは、直ちに職員及び関係者等に通報するとともに、当該緊急事態に係る場所、職員の業務の性質等を考慮して、業務

の中断、職員の退避、救急活動、消火活動その他適切な措置を講じなければならない。

(異常な事態に備えるための訓練)

第17条 総括安全衛生管理者等は、大規模災害又は各種事故による異常な事態に対処して、職員の退避等の措置を的確かつ円滑にとることができるようにするため、消火、避難等の設備及び用具の整備に努め、随時点検を行うとともに、必要に応じ消火、避難等の訓練を行うものとする。

(危険防止事項の遵守義務)

第18条 職員は、緊急事態の発生に際して、危険防止のために必要な事項を遵守しなければならない。

(災害等の処理)

第19条 総括安全衛生管理者等は、施設、設備、機械、車両等による職員の災害又は各種事故が発生したときは、速やかにその原因を調査し、必要な対策を講じるようにしなければならない。

2 総括安全衛生管理者等は、第15条から第17条に定める措置及び訓練並びに前項の対策について、速やかに長崎県警察総括安全衛生管理者を經由して本部長に報告しなければならない。

3 長崎県警察総括安全衛生管理者は、総括安全衛生管理者等から報告された災害又は各種事故のうち、重大かつ特異な事案については、本部委員会を開催して、必要な対策を講じるようにしなければならない。

(安全教育)

第20条 総括安全衛生管理者等は、職員に対してその業務遂行上必要な安全の保持のための教育を行わなければならない。

(連絡協調)

第21条 職員の安全管理に係る事務を分掌する本部所属長は、この訓令に定める安全管理に関する必要な事項を実施するため、相互に協力しなければならない。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。